

開会 午前 9時00分

◎開 会

- 議長（澤西省司君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。  
令和7年第4回川根本町議会定例会を開会します。



◎開 議

- 議長（澤西省司君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（澤西省司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

- 議長（澤西省司君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。  
11月12日、町長から第4回定例会を招集告示した旨通知がありました。  
本定例会は、議案12件が町長から提出されております。  
監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。  
以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

- 議長（澤西省司君） 本定例会召集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、藪田靖邦君。  
○町長（藪田靖邦君） 皆さん、改めましておはようございます。  
選挙後、初めての定例会ということで、新しい新人の方、緊張もしていると思いますけれども。先週、国への要望へ行ってきました。皆さんのお手元のところにも国会の要望事

項というのが行っているとは思いますが、毎年、コロナ禍のときにはなかなか行けないときもあって、人数制限もあつたりして、私もずっと国への要望、陳情には行っていません。

今回、議長、副議長、議運の委員長さんをお願いしまして行ってまいりましたけれども、その中に置いておいて一番肌を感じたこと、少し進展したなと思うことはハイブリッドダム、この事業に関しては、そのまま国のほうへ、一般会計のほうへ入ってしまいますもので、発電のほうは、その辺をどう使うか、町に還元できること、地方交付税に、そこに還元されてしまうと困るんですけれども、そういった発電の財源をどう使うか、そこら辺も少し進展があったと思います。あと、国立公園化、これも私ずっと進めていることでして、ここもいろんな意味で少し進展があったかなと思っております。

あとはいつものように、大鐵のことも要望しましたし、ずっと大鐵のことは国への陳情は行っているんですけれども、今回、総務省のほうへ、そういった財源構成のことも初めてお話をさせていただきました。

そういった中で、国への要望事項も大切なことですし、県も今サマーレビューといって、なかなか財政健全化のほうを目指しているわけですが、私どもの町も同じです。やれることの範囲の中で、この4年間使うところは使って、あとは返すところは返していかなくちゃいけないことも、当然、合併特例債というのも借金ですし、3割、その意味の中で財政と組みながら、また、そうして予算編成の中に置いておいて、事業に関しては3%の削減を職員にお願いをしました。やれることはやる、進めることは進めていかなくちゃいけない、しかし抑えるところは抑えながら、どう財源構成、もう予算のヒアリングも始まってきますけれども、そういった意味の中で、これから健全化もそうですし、やるべきことはやっていかなくちゃいけないこともあります。私自身、令和8年に向けてまたさらに進めていきたい、そんなふうな思いでおりますので、議員の皆さんも御協力、御支援いただければと思います。

今日はよろしくお願いたします。

○議長（澤西省司君） これで行政報告を終わります。

————— ◆ —————

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（澤西省司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、山田貴之君、4番、野崎郁徳君を指名します。

————— ◆ —————

◎日程第2 会期決定

○議長（澤西省司君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの18日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澤西省司君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの18日間に決定しました。



◎日程第3 議案第59号 川根本町し尿処理施設条例を廃止する条例  
について

○議長（澤西省司君） 日程第3、議案第59号、川根本町し尿処理施設条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について町長の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第59号、川根本町し尿処理施設条例を廃止する条例について説明をいたします。

令和8年3月31日をもって川根本町し尿処理施設の運用終了に伴い、施設を廃止する条例を提出するものです。

施行期日は、令和8年3月31日を予定しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で説明を終わります。



◎日程第4 議案第60号 川根本町し尿中継施設条例の制定について

○議長（澤西省司君） 日程第4、議案第60号、川根本町し尿中継施設条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第60号、川根本町し尿中継施設条例の制定について説明いたします。

し尿中継施設が令和8年2月末に完成し、令和8年3月中に運用を開始することから、し尿中継施設の設置及び管理について定める条例を制定するものです。

施行期日は、令和8年3月1日を予定しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第61号 川根本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（澤西省司君） 日程第5、議案第61号、川根本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第61号、川根本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について提案理由を説明いたします。

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法により、乳児等通園支援事業が創設され、市町村の認可事業とされました。また、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が令和7年10月3日に公布され、令和8年4月1日から施行されます。このたび、この政令等に伴い、この制度を施行するために、川根本町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を提出するものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第62号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第6、議案第62号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第62号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を説明いたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等が令和7年9月16日に公布され、同日から施行されています。このたび、この改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第63号 川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第7、議案第63号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第63号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を説明いたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が令和7年9月10日に公布され、令和7年10月1日から施行されています。このたび、この改正に伴い、関係する条例の一部を改正するものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第64号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第8、議案第64号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第64号、川根本町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、令和8年1月1日以降に施行される部分について、地方税法と町税条例との整合を図るため、所要の改正を行うものです。

今回の主な改正内容は、非課税の収入額と扶養の所得要件見直し、特定親族特別控除の創設及び加熱式たばこの課税標準の特例に関する規定の整備になります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第 9 議案第 65号 川根本町文化会館条例の一部を改正する条例について**

○議長（澤西省司君） 日程第9、議案第65号、川根本町文化会館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第65号、川根本町文化会館条例の一部を改正する条例について説明いたします。

川根本町文化会館条例の一部改正は、令和7年度当初予算において施設予約システムを導入するに当たり、条例に一部改正の必要が生じたため、今回上程いたしました。

内容は、第11条「使用許可書の交付を受けたときに成立する。」の後に「ただし、施設予約システムにより使用許可を受けた場合はこの限りではない。」を追加することにより、システムによる申込みが可能となります。

施行期日は、令和8年3月1日を予定しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

---

◇

**◎日程第 10 議案第 66号 川根本町資料館条例の一部を改正する条例について**

○議長（澤西省司君） 日程第10、議案第66号、川根本町資料館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第66号、川根本町資料館条例の一部を改正する条例について説明いたします。

接岨地区では観光バスの路上駐車が多発しており、住民から苦情が寄せられるとともに、事故の危険も生じています。一方で、川根本町資料館には来館者専用の大型バス駐車場があります。

そこで、路上駐車を防止し、資料館への来館を促進するために、この大型バス駐車場を有料化して利用可能とすることを目的に、川根本町資料館条例の一部を改正する議案を提出するものです。

施行期日は、令和8年4月1日を予定しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第67号 川根本町火葬場条例の一部を改正する条例について

○議長（澤西省司君） 日程第11、議案第67号、川根本町火葬場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第67号、川根本町火葬場条例の一部を改正する条例について説明いたします。

現在、建設中であります川根本町火葬場の設置に伴い、川根本町火葬場条例の一部を改正する条例の議案を提出するものです。

施行期日は、令和8年3月26日を予定しております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第68号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（澤西省司君） 日程第12、議案第68号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これは、林道智者山線災害復旧工事に係るものです。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第68号、工事請負契約の変更契約の締結について提案理由を説明いたします。

本案は、令和6年度林道施設災害復旧事業林道智者山線災害復旧工事（令和5年台風2号災害）の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事契約は、令和6年9月13日、令和6年第3回定例会において契約締結の議決を受けた事業について、その事業の内容を一部変更し、その請負契約金額を3,173万5,000円増額し、変更後の請負契約金額8,680万1,000円で変更契約を締結しようとするものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第13 議案第69号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（澤西省司君） 日程第13、議案第69号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これは、林道千頭嶺線災害復旧工事に係るものです。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第69号、工事請負契約の変更契約の締結について提案理由を説明いたします。

本案は、令和7年度林道施設災害復旧事業林道千頭嶺線災害復旧工事（令和6年台風10号災害）の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事契約は、令和7年6月10日、令和7年第2回定例会において契約締結の議決を受けた事業について、その事業の内容を一部変更し、その請負契約金額を832万7,000円増額し、変更後の請負契約金額6,332万7,000円で変更契約を締結しようとするものです。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第14 議案第70号 令和7年度川根本町一般会計補正予算  
(第4号)

○議長（澤西省司君） 日程第14、議案第70号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第70号、今回の補正の最後です。

議案第70号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第4号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、総額を66億1,210万円としたいものです。

今回の補正は、心身障害者福祉費、児童福祉費、母子保健費における国県補助金の実績による返還金のほか、茶製造機械長寿命化緊急対策補助金、県が実施している農地整備事業への負担金、もりのいずみ設備改修に係る費用を計上しております。

また、小規模施設修繕委託料、取り急ぎ工事を要する八中地区、はしん沢のことですが、治山工事、町道坂京線改良工事に伴う測量設計業務委託に係る経費及び中徳橋下部修繕工事の増額分を計上しています。

財源につきましては、有利な地方債である緊急自然災害防止対策事業債と過疎対策事業債を充当し、残りは繰越金を充てております。

第2表の繰越明許費については、年度内に完了が難しい、今回計上した八中地区（はしん沢）治山工事及び町道坂京線測量設計業務委託について、繰越限度額を設定したいものです。

第3表の地方債補正については、今回充当した緊急自然災害防止対策事業債と過疎対策事業債の借入限度額を補正したいものです。

以上、よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（澤西省司君） 以上で提案理由の説明を終わります。



### ◎散 会

○議長（澤西省司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は12月10日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前 9時25分